

**京都市地域企業D X人材育成推進・普及啓発事業運営業務に係る
公募型プロポーザル 募集要項**

※ 本公告は、予算の議決を前提に実施するものであり、本件調達に係る予算が成立しないときは、本公告は無効とする。この場合において、本件調達のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、落札者は、その費用を京都市に請求することはできない。

1 業務の名称

令和6年度 京都市地域企業D X人材育成推進・普及啓発事業運営業務

2 業務内容

市内中小企業等のデジタル化・D X（デジタルトランスフォーメーション）を推進するために実施する社内D X人材の育成、ベンダー企業とのマッチングイベント及び各種相談への対応等の事業運営業務

※ 詳細は仕様書を参照すること。

3 提案内容

社内デジタル化・D Xに取り組む経営者や担当者のための実務的な講座、ベンダー企業とのマッチングイベント及び各種相談への対応等の実施内容及び事業全体の運営体制について提案すること。

4 参加資格

次の各号に掲げる事項の全てを満たしていること。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に記載されていること。
- (2) 公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (4) 自らが提案した業務内容を自らが遂行するのに必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (5) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (6) 共同事業体による応募にあつては、以下の資格要件を全て満たすこと。
 - ア 共同事業体の全ての構成員は、上記(1)～(5)の要件を満たすこと。
 - イ 共同事業体の代表者は、共同事業体の構成員の中から選定することとし、本市の窓口となるとともに、共同事業体の正確な意思伝達を行うこと。
 - ウ 共同事業体の所在地は、共同事業体の代表者の所在地であること。
 - エ 共同事業体の全ての構成員は、別の参加者又は別の共同事業体の構成員として本公募に応募していないこと。
- (7) 当該業務と同種又は類似の業務の業務実績を有すること。
- (8) 本委託業務の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加するものであること。

5 公募期間

令和6年3月11日（月）から令和6年3月26日（火）午後5時まで

6 契約条件

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 契約金額の上限

17,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(3) 契約期間

令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで

(4) 成果物納品場所

京都市産業観光局 産業イノベーション推進室 中小企業デジタル化担当

(5) 委託費の支払条件

支払方法は、精算払いとする。ただし、事業の実施上、特に必要があると認められる場合は、別途申出により前金払いとすることができる。

(6) その他

ア 企画提案の内容に基づく見積額は、物価の上昇等の正当な理由がない限り契約時に増額することは認めない。また、提案内容等を勘案して決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らないことに留意すること。

イ 受託候補者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、当該委託業務全ての履行を再委託することは禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ本市の承認を得ることとする。

7 応募手続等

プロポーザルに応募するものは、次に示すところにより、「京都市地域企業DX人材育成推進・普及啓発事業運営業務委託プロポーザル参加表明書」（以下「参加表明書」という。）及び企画提案書等を提出（郵送可）するものとする。

(1) 担当部局（提出先）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局産業イノベーション推進室 中小企業デジタル化担当

（担当者：金崎、田里）

電話 075-222-3339

FAX 075-222-3331

メールアドレス startup@city.kyoto.lg.jp

(2) 各種必要書類の提出

ア 提出書類及び提出部数

仕様書の内容を十分理解したうえで、別紙「京都市地域企業DX人材育成推進・普及啓発事業運営業務 提案書評価基準」を参考に作成すること。

(ア) 参加表明書（様式1） 1部

(イ) 企画提案書（様式2） 6部

デジタル化・DX実践講座及びデジタル化・DX導入セミナーの担当講師・カリキュラム・参加者の募集方法・効果的な集客方法、ベンダー企業とのマッチングイベントの企画内容・参加企業の募集方法・効果的な集客方法、相談窓口の実施内容及び

体制、派遣専門家の構成等、その他事業全体の運営体制を提案すること。

A 4 横書き 10 枚以内で、6 部ともクリップ等で仮留めして提出すること。

(ウ) 当該業務と同種又は類似業務の受託実績（様式 3） 6 部

当該業務のプロポーザル公告の日前 5 年以内に業務を完了したものに限り。

(エ) 見積書（任意様式） 6 部

宛先は京都市長とし、提案された業務一切に係る積算根拠を明示すること。

1 部は原本を、5 部は写しを提出すること。

(オ) 京都市内に拠点を有することを証明できる書類 1 部

本社所在地が京都市外で、京都市内に拠点を有している場合にのみ提出すること。

(カ) 会社案内パンフレット 6 部

イ 提出期限

令和 6 年 3 月 26 日（火）午後 5 時まで

ウ 提出場所

上記 7(1)のとおり

エ 提出方法

事前に電話連絡のうえ、上記 7(1)に記載する担当部局・担当者まで、直接持参又は郵送すること。郵送の場合も提出期限必着。

(3) 仕様書等に対する質問期限及び回答

本要項及び仕様書等に対して質問できる者は、上記 4 に記載する参加資格を満たしている者とする。

ア 質問期限

令和 6 年 3 月 15 日（金）午後 5 時まで

※ 期限後の質問は、一切受け付けない。

イ 質問方法

質問票（任意様式。ただし、メール件名には「京都市地域企業 DX 人材育成推進・普及啓発事業運営業務委託質問書」と明記すること。）を上記 7(1)に記載のアドレス宛に送付し、質問したことを担当部局・担当者に電話で連絡すること。

ウ 回答

全ての質問及び回答については、京都市情報館の入札・公募型プロポーザル情報内の産業観光局ページにおいて掲載する（令和 6 年 3 月 19 日（火）予定）。

(4) 注意事項

ア 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 失格となる参加表明書及び企画提案書

参加表明書及び企画提案書が次の事項の一つ以上に該当する場合には失格となる場合がある。

なお、失格となった場合は、別途通知するものとする。

(ア) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。

(イ) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

(ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

(エ) 虚偽の内容が記載されているもの。

ウ その他

(ア) 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。

(イ) 提出された企画提案書は、受託者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。

ただし、提案の内容については、今後の参考にあることがある。

- (ウ) 提出された書類は、受託者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (エ) 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (オ) 全ての提出書類は、返却しない。

8 提案の審査・選定等

(1) 審査方法

提案の審査は提出された企画提案書に基づいて受託候補者選定委員会が行い、選定する。審査は非公開とし、審査の経過等に関する問合せには応じない。

なお、必要に応じて提案者には、企画提案に係る説明を求める場合がある。その場合には、提案者に別途通知する。

(2) 審査基準

評価項目は、別紙のとおり、提案内容等を総合的に評価し、選定する。

評価点の平均が60点以上の提案者から選定し、提案者が1社のみでも同様とする。

なお、審査員の評価の最高点の者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。金額が同額の場合、当会社は当初提案の金額の範囲内で見積書を再作成し、再提出された金額が最も安価な者を契約の相手方として選定する。

(3) 決定

審査結果を踏まえて、本市が受託候補者を決定する。

(4) 通知

選定結果については、全提案者に対して電子メールで通知する。

(5) 公表

参加した事業者及び評価点、その他の契約の相手方を選定した理由がわかる情報を、京都市情報館の入札・公募型プロポーザル情報内の産業観光局ページ上で公表するものとする。

(6) 契約

受託候補者に選定された者と委託見積限度額の範囲内で交渉し、協議のうえ、契約する。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

契約内容は、別紙仕様書及び受託候補者の提案書の内容を踏襲するものとするが、物価の変動等により、やむを得ず契約内容の変更を要する場合は、契約時において本市と受託候補者との協議のうえ、内容を決定する。

9 スケジュール

令和6年	3月11日（月）	公募開始
	3月15日（金）	質問提出期限（午後5時まで）
	3月19日（火）	質問に対する回答
	3月26日（火）	各種必要書類の提出期限（午後5時まで）
	3月29日（金）まで	企画提案の審査
	4月1日（月）	事業者の選定

10 その他

- (1) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行うこと。
- (2) 本事業に係る国の会計検査、市の会計実地検査等が行われる場合は、協力すること。
- (3) 本事業を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属するものとする。